

秋田県告示第152号

秋田県南部老人福祉総合エリア条例（平成17年秋田県条例第65号）第12条第1項の規定により、次のとおり秋田県南部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県南部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月28日

秋田県知事 佐竹敬久

1 コミュニティセンター

(1) 施設利用料金

区 分		利用料金の額
会議室		1時間につき 1,340円
研修室		1時間につき 1,340円
視聴覚室		1時間につき 1,340円
宿泊室	幼児	1人1泊につき 1,130円
	小学校児童	1人1泊につき 2,260円
	一般	1人1泊につき 3,090円

備考

- 1 会議室、研修室及び視聴覚室の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 2 会議室、研修室及び視聴覚室の使用において、使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。
- 3 この表において「幼児」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(2) 設備使用料

区 分	利用料金の額（一式1回につき）
16ミリ用映写機	2,780円
スライド用映写機	600円
オーバーヘッドプロジェクター	600円
ビデオテープレコーダー	600円

(3) 休憩使用料

区 分		利用料金の額
小学校児童		1人1回につき 310円
一般		1人1回につき 620円
回数券 (6回券)	小学校児童	1,500円
	一般	3,000円

備考 回数券により使用するとき、使用する時間にかかわらず、1人1回につき、1回券を使用することとする。

2 屋内運動広場及び屋内温水プール

区 分		利用料金の額
屋内運動広場		1面1時間につき 440円
屋内温水プール	幼児、小学校児童及び中学校生徒	1人1回につき 210円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	1人1回につき 360円
	一般	1人1回につき 520円
屋内温水プール 回数券（六回券）	幼児、小学校児童及び中学校生徒	1,030円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	1,800円
	一般	2,570円

備考

- 1 屋内運動広場の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端

数があるときは当該端数を1時間とする。

2 この表において「幼児」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

3 この表における「高等学校生徒及び高等専門学校の学生」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。

3 老人専用マンション

区		分	利用料金の額	
1人用居室	長期使用の場合	生活費相当分	1月につき	38,600円
		事務費相当分	1月につき	33,000円
		管理費相当分	1月につき	38,600円
	短期使用の場合	生活費相当分	1月につき	62,800円
		事務費相当分	1月につき	54,000円
		管理費相当分	1月につき	65,000円
2人用居室	長期使用の場合	生活費相当分	1人1月につき	38,600円
		事務費相当分	1月につき	40,700円
		管理費相当分	1月につき	47,300円
	短期使用の場合	生活費相当分	1人1月につき	62,800円
		事務費相当分	1月につき	80,400円
		管理費相当分	1月につき	95,900円

備考

1 この表において、「長期使用の場合」とは期間を定めなくて使用する場合をいい、「短期使用の場合」とは1年以内の期間を定めて使用する場合をいう。

2 月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額の合算額とする。

3 月の中途から使用を開始する場合、月の途中で使用を終了する場合又は1の月において引き続き7日以上使用しない日がある場合（月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合を除き、2月以上にわたり引き続き7日以上使用しない日がある場合で当該引き続き使用しない期間の1の月における引き続き使用しない期間が7日に満たないときを含む。）の当該月の生活費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

4 月の中途から使用を開始する場合（1人で使用している居室をその者と共に使用するため他の者が使用を開始する場合を除く。）又は月の途中で使用を終了する場合（2人で使用している居室についてそのいずれかが使用を終了する場合を除く。）の当該月の事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。